被害が拡大する前に、本人の意思を尊重しつつ、
下記相談窓口へ連絡することを勧めましょう！！

＊ 契約の不安や疑問、悪質商法のトラブルで相談したい

→ **消費者ホットライン**
局番なし ☎188（イヤヤ）

身近な消費生活相談窓口につながります。

＊ 生活の安全に関する不安や悩みを相談したい
→ **警察総合相談室　☎#9110**
しつこい勧誘は☎110

＊ 借金に悩まない生活を取り戻したい
→ **神奈川県生活再建支援相談　☎045-312-1881**

＊ 法的なトラブルで相談したい
→ **法テラス（弁護士会 相談）☎0570-078-374**
経済的に余裕の無い方は無料の法律相談が受けられます。詳しくは電話で照会ください。

＊ お住まいの地域の消費生活センター（消費生活相談窓口）
☎

必要に応じて事前に確認し、記載しておきましょう。

作成：消費者問題に取組む「Ｃの会」（神奈川県委託事業）

高齢者の周りの皆さまへ

高齢者のご自宅を訪問した際の自宅内の生活の様子や、普段の世間話の話題の中に、消費者被害を未然に防ぐヒントがあります。
下記のチェックポイントを参考にして、＊変化に気付き ＊声をかけ ＊トラブルが疑われる場合には、裏面の関係機関につないでください。

あなたの“見守り”が高齢者の消費者被害･トラブルを防ぎます！

消費者被害防止のためのチェックポイント

□ **見慣れない段ボールやたくさんの新しい商品がある**
→通信販売や訪問販売、電話による勧誘などで不要不急なものを購入している可能性も。

□ **不審な郵便物やカタログ、請求書･領収書がある**
→不要、高額と思われる商品購入を勧める案内は被害の前兆かも。ローンで購入する契約を強要されている可能性も。

□ **見慣れない人物、業者が出入りしている**
→不要不急な修理修繕工事を迫ったり、貴金属などを安値で買い叩いたりする業者の可能性も。安心させ自宅に上がってから豹変することもある。

□ **外出機会が急激に増え、その様子がおかしい**
→いそいそと楽しそうに出かけていても、催眠商法、展示会商法など、店舗以外の場所で不必要な高いものを買わされている可能性も。

□ **隠し事が多くなり、あまり話をしたがらない**
→被害に遭って恥ずかしい、周りに迷惑を掛けたくないと悩んでいる可能性も。

□ **羽振りがよくなった、逆にお金を使わなくなった**
→急激な生活振りの変化には隠れた原因がある。特にお金に困窮した場合は多重債務に陥っている可能性も。

□ **慌ててＡＴＭ（現金自動預払機）に行く**
→振り込め詐欺、訴訟をほのめかす架空請求で、お金を支払おうとしている（被害に遭っている）可能性も。